

信託の目的

1 信託法2条1項

本条項で「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう、とされており、信託の成立要件として信託の目的が必要であり、受託者の利益を図る目的であってはならないことが定められている。一般の法律行為では目的を定めることが要件とされていないが、法人の設立ではこれが要求されており、信託の組成は、法人の設立に近い法律行為といえる。

2 受託者の利益を図る目的は不可（道垣内：信託法第2版49頁）

信託法2条1項に照らし、もっぱら受託者の利益を図る目的でなされる信託は、有効に成立しないと解されており、信託の設定が認められない。受託者は、あくまでも受益者のために信託財産を管理または処分などを行う者であるので、専ら受託者の利益だけを実現するための信託は、もはや信託とは言えないからである。そして、「専らその者の利益を図る目的」の信託であるか否かは、その信託によって、当事者が達成しようとした実質的な経済的効果に照らして判断されるべきであり、いくら第三者が受益者と指定されていても、それが形式的な存在にすぎず、実際には受託者自身が利益を得るという仕組みになっている時は専ら受託者の利益を図る目的の信託であると考えられる。

3 自己信託と扶養義務

この点、自己信託（委託者＝受託者）の受益者を、受託者＋第三者の2名としつつも、第三者の受益権を受託者の扶養義務の範囲に限定するとの契約を見ることがあるが、第三者は実質的な受益者といえるのだろうか？例えば、夫が委託者＝受託者、受益者が夫と妻だが、妻の受益権は夫の扶養義務の範囲に限定されている自己信託である。

仮に、扶養義務の履行であるから贈与税の課税はないとみるのであれば、信託組成前から受託者は第三者に対する扶養義務を負担していたのであり、信託組成の前後で変化はないのだから、第三者の受益権は形式的なものにすぎず、もっぱら受託者の利益を図る目的の信託とみられ、信託は有効に成立しないとみられる可能性があるように思われる。

逆に、第三者を実質的な受益者とみて、扶養義務の範囲は第三者への給付を画する基準に過ぎず、第三者への給付は受託者の扶養義務の履行ではないとみるのであれば、贈与税が課税される可能性があると思われる。

4 受益権の中身

信託の目的は実質的な経済的効果に照らして判断されるべきであるという立場からは、受益者の受益権も実質的な中身のあるものでなければならず、第三者の受益権が空虚なものであれば、それは形式的なものにすぎず、もっぱら受託者の利益を図る目的の信託とみて、自己信託の有効な成立が否定されるのではないだろうか？

会員の皆さまは、どう思われるでしょうか？ご意見をいただければ幸いです。

（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）